

津軽国有林の地域別の森林計画書
(津軽森林計画区)

計画期間 自 平成19年4月1日
至 平成29年3月31日

東北森林管理局

目 次

I	計 画 の 大 綱	
1	自然的，社会経済的背景と森林計画区的位置付け -----	1
	(1) 位置	
	(2) 自然的背景	
	(3) 社会経済的背景	
2	計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	3
II	計 画 事 項	
1	計画の対象とする森林の区域 -----	4
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
	(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	
	(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	8
	(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	
	(2) 伐採立木材積	
4	造林面積その他造林に関する事項 -----	10
	(1) 造林に関する基本的事項	
	(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 -----	12
	(1) 間伐及び保育に関する基本的事項	
	(2) 間伐立木材積	
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項 -----	14
	(1) 公益的機能別施業森林の区域	
	(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 -----	16
	(1) 林道の整備に関する基本的な考え方	
	(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	
	(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及び搬出方法	

(4) その他必要な事項	
8 森林施業の合理化に関する事項	17
(1) 林業に従事する者の養成及び確保	
(2) 林業機械の導入の促進	
(3) 作業路等の整備	
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備	
9 森林の土地の保全に関する事項	18
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
10 保安施設に関する事項	19
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
11 その他必要な事項	20
(1) 法令により施業の制限を受けている森林の施業方法	
(2) 森林の保護及び管理	
別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	21
別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	99
別表3 伐採立木材積	100
別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積	100
別表5 公益的機能別施業森林の区域	101
別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	138
別表7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	141
別表8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	143
別表9 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	143
別表10 治山事業の数量	144
別表11 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	145

(附) 参考資料

1	森林計画区の概況 -----	160
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
	(2) 地況（気候）	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
2	森林の現況 -----	163
	(1) 齢級別森林資源表	
	(2) 制限林普通林別森林資源表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 制限林の種類別面積	
	(5) 樹種別材積表	
	(6) 荒廃地の面積	
	(7) 森林の被害	
3	林業の動向 -----	175
	(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(2) 林業事業体等の現況	
	(3) 林業労働力の概況	
	(4) 林業機械化の概況	
4	前期計画の実行状況 -----	178
	(1) 伐採立木材積	
	(2) 人工造林・天然更新別面積	
	(3) 林道の開設又は拡張の数量	
	(4) 保安施設の数量	
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林） -----	180
	(1) 森林より森林以外への異動	
	(2) 森林以外より森林への異動	
6	森林資源の推移 -----	181
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首別資源表	
7	その他 -----	183
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

1 自然的，社会経済的背景と森林計画区的位置付け

(1) 位置

本森林計画区は，青森県の北西部に位置し，東側は東青森林計画区，南側は米代川森林計画区に接し，弘前市などの5市4町2村を包括する区域である。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は，奥羽山脈の北端に位置し，岩木川流域，津軽半島西部地域及び西海岸地域に分けられる。

中央部には主な山岳として最高峰岩木山(1,625m)，櫛ヶ峰(1,516m)及び横岳(1,340m)があり，平野部は肥沃な水田地帯をなしている。

北の津軽半島西部地域には四ッ滝山(670m)，大倉岳(677m)，梵珠山(468m)等の低山が，西海岸地域には白神岳(1,231m)，魔須賀岳(1,012m)等の急峻な山岳があり，屏風山は著しく発達した砂丘となっている。

主な河川は，岩木川並びにその支流である平川及び浅瀬石川が秋田県境及び八甲田連峰を源流として津軽平野を北上して日本海に注ぎ，津軽半島西部においては今泉川，金木川，小田川等の小河川が岩木川に合流している。また，西海岸地域では，中村川，赤石川，追良瀬川，笹内川等が日本海に注いでいる。

イ 土壌

本森林計画区の過半は，褐色森林土で占められているが，ヒバ林やそれより標高が高い箇所には乾性又は湿性ポドゾル土壌が見られる。

ウ 気候

本森林計画区は一般に多雨多雪であるが，年平均気温は10℃前後，年降水量は津軽半島の黒石市と五所川原市の平野部を主とした地域は1,000mm～1,300mmと比較的少ないが，秋田県境の平川市，深浦町では1,500mm～1,700mmと多い。

エ 林況

(ア) 人工林

人工林面積は52千haで，森林面積152千haの34%を占めている。

また，人工林蓄積は8,139千m³で，総蓄積22,662千m³の36%を占めており，樹種別ではスギが73%，カラマツが11%，マツが7%を占めている。

齢級配置は，7齢級～10齢級が全体の53%を占めており，偏ったものとなっている。

(イ) 天然林

天然林は100千haで、森林面積の66%を占めており、スギ林、ヒバ林及びブナを主とする広葉樹林に大別される。

なお、八甲田山系の櫛ヶ峰の標高900 m以上にはコメツガを混交するアオモリトドマツ林が見られる。

また、鱒ヶ沢町の矢倉山国有林には、天然生スギの北限といわれる矢倉スギがある。

(3) 社会・経済的背景

ア 土地利用の状況

本森林計画区の総面積は335千haで、青森県の総面積の38%を占めている。

土地の利用状況は森林が212千haで計画区面積の約63%を占め、農地が約21% (水田約13%)、その他が約15%となっている。

イ 地域産業の概要

本森林計画区内の就業者総数は237,126人で、その産業別の就業割合は、第1次産業22%、第2次産業25%、第3次産業53%となっている。

純生産額は9,927億円で、第1次産業6%、第2次産業24%、第3次産業70%となっている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、産業別就業者数では1%、純生産額では2%となっている。

ウ 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は159千haであり、計画区総面積335千haの47%、森林面積212千haの75%を占めており、国有林の土地占有率が極めて高い地域となっている。

また、ヒバについては、資源の供給のほとんどを国有林材に依存しており、ヒバの持続的、安定的供給が強く要請されている。

なお、本森林計画区の国有林は、白神山地世界遺産地域、十和田八幡平国立公園、津軽国定公園等を含むとともに、津軽平野の水源地として重要な役割を担っている。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源かん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

一方、森林資源の状況を見ると、人工林の多くが育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつある。天然林については、林分構造が低位にあるなどその資源内容が必ずしも十分なものとなっていない。

これらのことから、公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、従来から進めてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についてもコストを抑えた間伐等を行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を図ることとする。また、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全の確保を図ることを基軸としつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることとする。なお、このとき、生物多様性の保全に配慮する。

また、森林浴の場、森林セラピーなどによる健康づくりの場、森林環境教育の場、野生鳥獣との共存の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場等として森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進することとする。

さらに、これらの森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等に取り組むこととする。

なお、計画樹立等に当たっては、ヒバ資源の充実を図るなど当流域における多様な森林資源の整備に資するため、民有林・国有林間での緊密な連携調整を図るものとする。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林の区域は、次に掲げる市町村に所在する国有林野及び官行造林地の区域である。

市町村別面積

単位：ha

市町村	面積	備考
総数	158,792.31	
弘前市	14,971.44	
黒石市	8,829.16	
五所川原市	15,790.15	
つがる市	922.01	
平川市	20,248.78	
鱒ヶ沢町	19,226.90	
深浦町	37,056.62	
西目屋村	20,506.83	
大鰐町	7,674.38	
中泊町	13,566.04	

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局，青森事務所，津軽森林管理署，金木支署，森林技術センターとする。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

下記5機能の高度発揮が期待される森林は、別表1のとおり定める。

なお、各機能の定義は次のとおり。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する等の機能

エ 保健文化機能

保健・文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を山地災害防止機能、水源かん養機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能、保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとし、育成単層林における保育及び間伐の積極的な実施、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

ア 森林の整備及び保全の目標

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応

じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化，騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために，樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く，諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く，かつ，抵抗性があり，葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し，学術的に貴重な動植物の生息，生育に適している森林，街並み，史跡，名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種等からなり，住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって，必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し，木材として利用する上で良好な樹木により構成され，二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって，林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林の整備及び保全の基本方針

(ア) 水土保持林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林，地域の用水源として重要なため池，湧水地，溪流等の周辺に存在する森林で，水源かん養機能の発揮を重視すべき森林，又は，土砂の流出，土砂の崩壊その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分し，災害に強い国土基盤を形成し，又は良質な水の安定供給を確保する観点から，地形，地質等を考慮した上で，水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに，必要に応じて，保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には，樹根及び表土の保全に留意し，林木の旺盛な成長を促しつつ，下層植生の発達を確保するため，適切な保育・間伐等を促進するとともに，高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし，必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備することを基本とする。

また，ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において，水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに，溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

対象面積 102千ha

(イ) 森林と人との共生林の整備

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で，風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し，気温や湿度を調整する等地域

の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、又は、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、若しくは優れた自然景観等を形成する森林で、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組合せに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

対象面積 39千ha

(ウ) 資源の循環利用林

国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視するものであり、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」の区域とする。

本区分の森林については、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。

この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

対象面積 18千ha

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

地 区	樹 種				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
全 域	4 5	4 0	4 0	5 5	3 0

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

(ア) 育成単層林施業を行う森林

人工造林又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

また、長伐期施業を行う林分の主伐の時期は、大径材を生産目標とする期待径級に応じた時期とし、通常伐期齢のおおむね2倍程度に相当する林齢で伐採を行うこととする。

本計画区における樹種別，生産目標別の主伐の時期は，次のとおりとする。

地区	樹種	標準的な施業体系			主伐の時期
		生産目標	仕立方法	期待径級	
全域	スギ	中径材	中仕立	24cm	60年
		大径材	中仕立	34cm	100年
	カラマツ	中径材	中仕立	24cm	60年
		大径材	中仕立	30cm	80年
	アカマツ	中径材	中仕立	24cm	50年
		大径材	中仕立	34cm	100年

(イ) 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し，森林の諸機能の維持増進が図られる森林について，以下の事項に留意の上，実施することとする。

なお，主伐に当たっては，複層状態の森林に確実に誘導する観点から，自然的条件を踏まえ，森林を構成している樹種，林分構造を勘案して行うこととする。

- a 択伐による場合は，森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率，繰り返し期間によること。
- b 天然更新を前提とする場合には，種子の結実状況，天然稚樹の生育状況，母樹の保存等に配慮すること。

(ウ) 天然生林施業を行う森林

天然生林施業にあつては，気候，地形，土壌等の自然的条件，林業技術体系等からみて，主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について，以下の事項に留意の上，実施することとする。

- a 主伐については，(イ)の主伐についての留意事項によること。
- b 国土の保全，自然環境の保全，種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については，その目的に応じて適切な施業を行うこと。

(エ) その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については，保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに，森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については，別表3とおりに計画する。

4 造林面積その他造林に関する基本的事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、土壌、地形等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績、林産物の需要動向等を勘案して、スギ、カラマツのうち最も適合した樹種を選定することとする。

(イ) 天然更新補助作業

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ヒバ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500

- a 植栽本数は立地条件、有用天然稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。
- b 保安林で植栽指定のある場合にはその指定本数以上とする。
- c 複層林施業については、上記の植栽本数に伐採率を乗じて得られる本数におおむね相当する本数を植栽することとする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

a 地 拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

アカマツ、ヒバ等の有用天然稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

b 植 付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を期待することとする。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき

起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ その他必要な事項

(ア) 伐採跡地の更新すべき期間

森林資源の積極的な造成を図るため、人工造林にかかる伐採跡地は、原則として2年以内に更新させることとする。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

(ア) 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は、上層木樹高がおおむね9m、かつ、収量比数がスギ0.60、アカマツ0.70、カラマツ0.65以上とする。

(イ) 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定するが、おおむね10年を目安とする。

(ウ) 間伐率

間伐率は、35%を超えないものとする。ただし、法令等により間伐率の限度が定められている林分については、その範囲内とする。

イ 保育の標準的な方法

林木の保育は、樹種の特長、林分の状況、実行時期等を十分考慮し、常に実態を把握し、健全な林分の育成を図ることを目的に以下のとおりとする。

(ア) 作業時期，回数

樹種	作業別	保育作業計画 (年)															備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△										
	つる切・除伐							←	○	→		←	○	→			
アカマツ	下刈(天然林)	◎	◎	○	○	○											
	つる切・除伐						←	○	→		←	○	→				
カラマツ	下刈	○	○	○	△												
	つる切・除伐					←	○	→		←	○	→					

注 ◎は2回刈，△は必要に応じて行う。

(イ) 施業方法の基準

a 下刈

下刈は、植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこととする。

下刈終了時点は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂状況が著しく、除伐までには時期的に早い林地では、作業を単独で行う場合もあるが、除伐作業と同時に行うよう努める。

c 除 伐

除伐は、下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で、有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な造林木の除去を目的として実施する。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行う。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域 該当なし

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、伐採面積の縮小・分散及び伐期の長期化を図ることとする。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小・分散や伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林へ誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進することとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進することとする。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じて植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業等、それぞれの目的に応じた施業の推進等に努めることとする。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出することとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、立地条件

や国民のニーズ等に応じ択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法

該当なし

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の整備に関する基本的な考え方

林道の開設については、2(2)に定める森林整備の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

林道の開設等に当たっては、林地の保全に留意するとともに、県等と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。

8 森林施業の合理化に関する事項

流域内の県，市町村，木材産業関係者等を構成員とする流域森林・林業活性化協議会を通じて，森林・林業，木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林との緊密な連携を図りつつ，低コスト・高効率の作業システムの整備・普及，林業の担い手養成，林業機械化の推進，木材の流通，加工体制の整備等生産及び加工における条件整備に貢献するものとする。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上において，合理的かつ効率的な事業規模，機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成・強化が重要となっている。

このため，林業事業体の体質強化，高性能機械の開発導入，林業労働者の就労条件の改善，労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって，国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成・強化を図るとともに，これらを通じて優れた林業労働者の確保に資するものとする。

ア 林業事業体登録制度の活用，計画的，安定的な事業の発注等により経営の安定化を図る。

イ 労働安全衛生対策に関する指導，就労条件の改善への配慮等を行うとともに，森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 林業機械の導入の促進

林業生産性の向上，林業労働者の労働条件の改善を図る上で，高性能林業機械の導入が重要となっている。

しかし，現行の作業システムは，伐木にはチェーンソー，集材はトラクタが多い状況であることから，地域の林業事業体への高性能林業機械の導入の促進に努めるものとする。

(3) 作業路等の整備

林道と施業対象地を有機的に連結し，高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに，保育，間伐等適確な森林施業の推進に資するため，できる限り簡易で耐久性のある作業路網の計画的整備に努めるものとする。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

木材の計画的，安定的な供給に資するため，今後増大が見込まれる間伐材のシステム販売による需要拡大を推進するとともに，流通の合理化に民有林と連携しながら取り組むものとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区
樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表7のとおり定める。
- (2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分及びその搬出方法
該当なし
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
土地の形質変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

10 保安施設に関する事項

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
保安林として管理すべき森林の種類別の面積等については、別表 8 のとおり定める。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし
- (3) 実施すべき治山事業の数量
治山事業の数量については、別表 10 のとおり定める。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業の制限を受けている森林の施業方法

法令により施業の制限を受けている森林の施業方法については、別表11のとおり定める。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

森林の保護及び管理については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

イ 森林の巡視に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止し、また、病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に資するため、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

計 画 事 項 の 別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積：ha

区 分	機 能 別 面 積				
	木材等生産	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保 健 文 化
総 数	48,815.35	129,585.58	41,883.20	3,829.04	58,105.41
弘 前 市	4,085.08	13,007.52	4,073.23	2,354.44	5,518.85
黒 石 市	2,564.10	8,212.99	3,455.64	199.71	4,097.94
五所川原市	9,279.74	8,554.45	5,344.34	177.80	1,395.79
つ がる 市	490.59	-	-	918.67	922.01
平 川 市	5,026.51	14,281.19	11,791.14	-	7,936.86
鱒ヶ沢町	3,161.19	16,882.53	2,239.34	-	12,678.74
深 浦 町	9,428.50	31,029.19	7,197.84	5.51	14,166.11
西目屋村	3,777.73	20,394.65	3,190.52	-	7,325.18
大 鰐 町	3,444.34	7,528.27	2,396.41	172.91	1,453.31
中 泊 町	7,557.57	9,694.79	2,194.74	-	2,610.62

注 森林の有する機能別の森林の所在は、別紙森林の有する機能別の森林の所在のとおり。

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考 (現 況)		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育成単層林	49,580	50,082	38,943	2,934	7,703
	育成複層林	8,149	8,100	7,265	490	394
	天然生林	93,816	93,373	52,105	32,375	9,335
森林蓄積 m3/ha		150	165			
林道整備率 %		75	79			

注1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)。
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{※2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{※3}を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)。
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(天然生林施業)。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、平成18年3月31日現在の数値である。また、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

- ※1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- ※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。
- ※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,906	1,687	219	467	329	138	1,439	1,358	81

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	850	2,071

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積
総数		102,027.95
弘前市		9,472.45
黒石市		6,648.53
五所川原市		12,766.09
つがる市		922.01
平川市		15,301.48
鱒ヶ沢町		7,080.58
深浦町		21,683.28
西目屋村		11,760.03
大鱒町		6,521.71
中泊町		9,871.79

注 森林の区域は別紙水土保持林の区域のとおり。

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積
総数		38,826.56
弘前市		2,666.17
黒石市		1,378.71
五所川原市		1,109.85
つがる市		-
平川市		3,113.70
鱒ヶ沢町		10,922.29
深浦町		10,218.52
西目屋村		7,225.28
大鱒町		58.21
中泊町		2,133.83

注 森林の区域は別紙森林と人との共生林の区域のとおり。

別表 6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針葉樹	広葉樹	
開設	自動車道	弘前市	東中の川越支線	1.7	206	15,687	5,181	
			東中の川	0.5	176	6,827	7,975	
			カジヤノ沢	1.5	394	12,972	3,701	
			藤倉	1.0	250	24,340	6,468	
			藍内相馬	2.1	236	20,394	4,300	
			赤根沢	0.7	149	16,155	549	
			深山沢	1.4	187	9,543	1,848	
			北中村川	0.5	151	3,780	5,965	
			黒岩沢	0.1	174	11,308	2,687	
			鳴ヶ沢	0.5	277	28,084	2,670	
		計	10路線	10.0	2,200			
		黒石市	ツキアタリ	1.2	277	10,514	5,193	
			アカゴ沢	1.2	57	6,704	478	
			湯の沢	0.7	200	6,448	4,604	
			寒水沢	0.5	149	4,536	4,805	
			葛川沢	1.0	44	1,062	1,373	
			カバケ沢	0.5	302	20,836	4,307	
			沖揚平	0.1	130	6,274	1,274	
			スルスケド	0.5	156	7,600	2,889	
			藤沢森	0.4	227	10,349	3,957	
			計	9路線	4.6	1,742		
		五所川原市	若山	2.6	278	14,775	1,0822	
			作左エ門	1.2	184	15,606	2,392	
			股木沢	1.3	88	6,786	1,707	
			ナメタラ沢	2.6	172	8,424	4,284	
			惣次郎沢	1.2	119	11,672	1,489	
			アイハギ沢	1.0	124	9,218	1,711	
			計	6路線	9.9	965		
		平川市	折橋	0.2	70	5,856	667	
			久吉支線	0.1	142	7,296	3,784	
			葛川沢	0.2	75	4,099	1,445	
			砂子沢支線	0.2	300	8,918	7,292	
			浄土沢	0.3	235	4,622	10,646	
小木平	0.5		110	3,806	26,52			

単位 延長：km、面積：ha 材積：m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針葉樹	広葉樹	
開設	自動車道	平川市	横前沢	0.2	322	13,402	7,142	
			7路線	1.7	1,254			
		鱒ヶ沢町	北中村川	0.5	151	5,859	2,889	
			一ツ森支線	0.5	370	7,487	14,317	
			小森支線	1.0	452	16,767	181,34	
			小森	0.6	565	19,846	21,077	
			タモギ沢	0.5	230	10,534	6,274	
			清水淵支線	0.5	564	22,002	15,764	
			清水淵	1.0	270	20,791	7,169	
		計	7路線	3.8	2,602			
		深浦町	豊田寺の沢	1.3	374	26,730	6,456	
			大船沢支線	0.5	280	14,092	5,575	
			大船沢	0.5	342	15,216	7,322	
			オサナメ沢	0.9	373	8,378	10,470	
			広戸高田	0.3	243	18,424	3,638	
			苗代沢	0.2	228	171,71	3,580	
			門ノ沢	0.4	242	10,292	5,651	
			樋の平	0.6	331	61,63	11,082	
			大峰沢	0.6	556	6,628	21,261	
			津梅川支線	0.7	210	8,929	5,500	
			入良川支線	0.5	298	5,945	9,232	
			入良川	0.7	294	6,671	10,800	
			大間越	1.0	204	3,980	4,098	
			木蓮寺	0.5	247	5,118	6,578	
			東股	0.5	544	13,629	25,506	
			追上	0.5	121	3,405	2,461	
			築棒沢	0.5	267	23,249	4,563	
			追良瀬側左岸	0.5	502	18,479	15,758	
			東股沢	0.2	624	12,174	31,749	
			寺沢	0.5	509	40,798	5,524	
		計	20路線	11.4	6,789			
		西目屋村	ハンノキ	0.1	126	6,435	4,115	
			ヒノキ森支線	0.1	180	6,203	6,827	
			ヒノキ森	0.1	186	3,367	10,608	
			大秋沢	0.1	186	15,767	3,145	

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考		
					面 積	材 積				
						針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	西目屋村 計	沼の沢	0.5	481	16,926	18,028			
			5路線	0.9	1,159					
		大鱒町 計	三ツ目内	1.0	327	14,727	14,422			
			瀬ノ沢	1.0	182	22,644	3,310			
			島田支線	0.5	159	8,998	3,886			
			3路線	2.5	668					
		中泊町 計	深沢	1.2	452	43,867	3,589			
			早池	1.2	205	19,034	1,205			
			宮野沢	1.4	414	40,181	2,191			
			3路線	3.8	1,071					
		計			70路線	50.9	18,450			
		拡張	自動車道	平川市	大落前沢	0.1				永久橋
				大鱒町	東股沢	0.1				永久橋
		計			2路線	0.2				

別表7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区(林班)			
総数		133,210.60	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
弘前市	6～8、11～13、7～23、 25～46、309、310、 312、313、315～337、 341～374、376～407	11,976.74		
黒石市	1001～1009、 1012～1047	8,781.01		
五所川原市	1～22、27～32、35、 39～43、45～67、69、 71～95、101～118、 120～130、132～147、 149～153、503～531、 535、539～552、555、 556、559、560、 563～575、579	13,442.70		
つがる市		-		
平川市	701～746、748～802、 1048～1073、 1075～1117、 (石)2、5、(岩)3	20,153.51		
鱒ヶ沢町	1～3、9、10、24、 2030～2071、2074、 2075、2077、 2084～2090	13,908.11		
深浦町	2003～2006、2009～ 2017、2021～2028、 3001～3018、3020～ 3028、3030～3064、 3067～3083、3085～ 3107、3109～3122	26,015.60		
西目屋村	101～144、146～197、 199～203	20,264.64		
大鱒町	502～508、510～512、 515～518、520、 522～540、543～546、	7,527.65		

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	地 区 (林班)			
大鱈町	550～598、 (石)14、(大)15、 (駒)12、(長)13	11, 140. 64		
中泊町	201～204、206～225、 227、228、232～236、 238、301～305、 307～312、314～320、 322～327、329～338、 343～370、580、 583～594、597～636、 778～783			

注 () 書きは官行造林地で契約者等名称は下記のとおり

(石):平賀町石郷財産区、(岩):平賀町岩館財産区、(大):平賀町大坊財産区、

(駒):大鱈町駒木財産区、(長):大鱈町長峰生産森林組合

別表 8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

8-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数（実面積）	139,913	
水源かん養のための保安林	117,240	
災害防備のための保安林	21,296	
保健、風致の保存等のための保安林	3,477	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

8-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし

8-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

別表 9 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

別表10 治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区 域			
弘前市	7、13、28、29、33、357、361、375、 390、397	10	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
黒石市	1005、1006、1022、1029、1034、 1043	6	溪間工 本数調整伐	
五所川原市	14、19、40、63、88、506、508、 513、515、516、527、531、544、 551、558、569、638	17	溪間工 本数調整伐 保安林管理道	
つがる市	402、410、413、443、448	5	防潮工、防風工 本数調整伐	
平川市	701、706、730、735、750、766、 1049、1079、1085、1097、1099、 1106、1113	13	溪間工 山腹工 本数調整伐	
鱒ヶ沢町	1、2036、2038、2041、2047、 2052、2056、2057	8	溪間工、山腹工 本数調整伐	
深浦町	2004、2009、2010、2021、2022、 3007、3010、3014、3033、3035、 3036、3037、3070、3077、3082、 3096、3104、3111	18	溪間工 本数調整伐	
西目屋町	101、103、106、108、109、112、 120、123、130、142、143、145、 148、161、174、180、186、191、 192、200、202	21	溪間工 山腹工 本数調整伐	
大鱒町	510、535、537、551、552、555、 560、566、577、581	10	溪間工、山腹工 本数調整伐	
中泊町	202、209、228、322、326、367、 591、606、623	9	溪間工	
合 計		117		

別表11 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
水かん	弘前市	25~45、309、310、 312、313、315~337、 341~374、376~407	9,724.11	別紙1の とおり	保安施	0.20
					砂指	178.55
					定特2	41.56
					定特3	2,232.99
	黒石市	1001~1009、 1012~1023、 1026~1047	7,794.64		砂指	35.75
					国特2	253.96
					県特1	22.02
					県特2	22.00
					県特3	313.85
	五所川原市	3~7、22、27~32、35、 43、45~62、69、75~82、 91~95、101~103、 107、108、114、116、117、 122~130、132、 132~141、143~147、 150、151、153、 503~505、508~524、 539~546、548、549、 551、552、555、556、559、 560、563~575	8,099.51		保健	93.30
	平川市	2、3、5、701~746、 748~802、1048~1054、 1085~1088、1090、 1097~1102、 1106~1117	12,235.10		砂指	222.49
					県特1	21.82
					県特2	210.28
					県特3	791.87
	鯨ヶ沢町	2030、2035~2037、 2039~2044、 2047~2065、 2067~2070、 2084~2090	12,084.89		県特1	199.54
					県特2	835.54
					県特3	1,129.23
					自環特	3,468.60
					県環特	92.51

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	深浦町	2006、2009～2017、 2021～2027、 3001～3018、 3020～3024、 3030～3032、 3034～3036、 3047～3062、 3064、3067～3070、 3072～3076、 3079、3081、 3087～3106、 3109～3122	23,049.73	別紙1の とおり	砂指 12.56 定特保 531.42 定特2 614.97 定特3 3,661.80 自環特 2,411.36
	西目屋村	101～144、146～183、 185～197、199～203	20,073.25		保安施 0.03 砂指 74.20 県特1 287.19 県特2 816.85 県特3 388.27 自環特 1,498.32 県環特 271.06
	大鰐町	12～15、502～512、 515～518、520、 522～540、543～546、 550～565、568～598	7,271.14		砂指 126.15 県特1 23.88 県特3 767.67
	中泊町	201～204、206～214、 216～218、220～222、 225、227、228、 232～236、301～305、 307～310、312、315、 326、327、329、330、 332～334、336～338、 343～370、583～590、 592、594、597～634	8,943.14		砂指 8.28 鳥保特 221.21 定特保 221.21 定特2 20.13 定特3 805.75
	計		109,275.51		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 流	弘前市	26～35、37～42、44～46	1,753.24	別紙1の とおり	砂 指 1.00 鳥保特 487.04 定特保 487.04 定特1 1,227.07 定特3 39.13
	黒石市	1012～1014、 1020～1022、1036、 1042～1044、1024、 1025	909.80		保 健 513.63 砂 指 17.85 国特保 513.63 国特2 307.45 県特1 86.02 県特3 2.70
	五所川原市	1、2、8～21、39～42、 63～67、71～74、77、 79、84～90、104、105、 106、109、110～113、 115、142、152、 505～509、511、520、 525～531、535、542、 546、547、550、569、574、 575	4,724.83		保 健 53.7 砂 指 0.50 県環特 81.69
	平川市	1053、1055～1068、 1071～1073、 1075～1079、 1081～1084、1086、 1087、1089～1096、 1103～1105、1108、 1063、1069、1070、1079、 1080、1082～1084	7,694.80		砂 指 76.63 保 健 1,436.15 鳥保特 1,064.00 国特保 1,120.58 国特1 25.42 国特2 1,940.78 国特3 45.18
	鱒ヶ沢町	2030、2035～2039、 2042、2046、2048、 2055～2058、2074、 2075、2077	1,312.80		定特1 36.50 県特1 194.51 県特2 71.14 県特3 100.45

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 流	深浦町	2003、2013、2021、2028、 3025～3028、3033、 3077、3078、3080、 3090、3096、3103、 3107	1,637.89	別紙1の とおり	砂 指 42.30 国特2 128.99 国特3 596.25
	大鰐町	566～568、583	175.05		県特3 32.60
	中泊町	209～212、215～217、 301、302、307、311、314、 316～320、322～325、 331、332、335、336、591、 593、606、610	1,611.69		県環特 12.75
	計		19,820.10		
土 崩	五所川原市	579	52.35		定特1 52.35
	平川市	1088	37.92		砂 指 0.44 国特2 37.92
	西目屋村	130、135、136、143	40.40		
	中泊町	580、594、635、636	109.75		鳥保特 22.10 定特保 37.57 定特1 60.05 定特2 9.45
	計		240.42		
防 風	五所川原市	501、638、639	158.30		定特2 158.30 特 母 5.35
	つがる市	402、410、413、418、422、 426、430、434、437、442、 443、446、448	918.55		定特2 420.69 定特3 497.86
	計		1,076.85		
干 害	深浦町	3013、3061	25.43		
	中泊町	238	51.75		
	計		77.18		
保 健	黒石市	1024、1025	513.63		土 流 513.63 国特保 513.63
	五所川原市	8～13、16、17、19、20、 104、106～110、113、 115、118、121、122、144、 145、147、148	383.81		水かん 93.30 土 流 53.70 砂 指 27.93

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
保 健	平川市	1063、1069、1070、1079、 1080、1082～1084	1,436.15	別紙1の とおり	土 流 1,436.15 砂 指 12.22 国特保 687.10 国特2 574.43 鳥保特 621.52
	深浦町	3082～3084	690.50		砂 指 4.87 定特1 255.84 定特2 424.39 定特3 10.27 鳥保特 4.87
	中泊町	778～783	451.58		定特2 153.80 定特3 297.78
	計		3,475.67		
計		133,965.73			
保安施	弘前市	376、401	0.20		水かん 0.20
	西目屋村	125	0.03		水かん 0.03
計		0.23			
砂 指	弘前市	27、32、33、309、310、 312、316～318、320、 322、324～326、 334～337、342、 348～353、356～358、 378～380、385、386、 392～395、398、 401～403	196.48	別紙3の とおり	水かん 178.55 土 流 1.00 定特1 1.00 定特3 14.17
	黒石市	1006～1009、 1016～1019、1036、 1039～1044	54.32		水かん 35.75 土 流 17.58 県特1 21.04

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
砂指	五所川原市	43、45～47、55、 60、62、64、67、89、 104～106、109～118、 120～122、149、 503～505、514～517、 521、522、528、529、535、 539、543、547、548、551、 563～568、571～574	336.51	別紙3の とおり	保健	27.93
					土流	0.50
	平川市	704、708～712、715、 717、719、720、 722～724、727～729、 731、732、735～737、 742、743、750、751、761、 779～781、795、 1049～1051、 1055～1058、1064、 1078、1080～1084、 1088～1090、 1097～1102、1106、 1109、1110、1113、1114、 1116	313.67		水かん	222.49
					土流	76.63
				保健	12.22	
				土崩	0.44	
				国特2	18.23	
				県特2	2.83	
				県特3	12.58	
	鯨ヶ沢町	2031～2039、2047、 2048、2053～2056、2065	104.46		県特2	59.68
	深浦町	2012～2014、2023、 2024、3009～3011、 3022、3023、 3031～3033、 3035～3046、 3048、3050、3053、3054、 3056～3058、 3061～3063、 3070～3072、 3074～3078、3082、 3083、3090、 3095～3098、3100、 3101、3109、3110、3119	424.32		水かん	12.56
					土流	42.30
					保健	4.87
					定特1	0.82
					定特2	53.53
					定特3	52.81

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)							
	市 町 村	区 域 (林 班)										
砂 指	西目屋村	101、103、108～110、 112、113、116、121、123、 124、147～149、 157～160、191～195、 200、203	81.88	別紙3の とおり	水かん	74.20						
	大鰐町	502～508、510、 515～517、522～528、 533～537、539、544、 582、592、593	134.60		水かん	126.15	県特3	1.28				
	中泊町	219、221～224、302、 304、309、312、314、315、 317、320、326、327、 330、351、352、369、 370、588～590、592、594	71.16		水かん	8.28	定特3	0.28				
計			1,717.40									
国特保	黒石市	1024、1025	513.63	別紙2の とおり	土 流	513.63	保 健	513.63				
	平川市	1063、1066、1068～1070	1,120.58		土 流	1,120.58	保 健	687.10	鳥保特	1,064.00		
	計		1,634.21									
国特1	平川市	1095、1096	25.42		土 流	25.42						
	計		25.42									
国特2	黒石市	1012～1014、 1020～1023、 1041～1044	561.41		水かん	253.96	土 流	307.45				
	平川市	1062、1063、 1065～1068、1072、 1075～1084、1088、 1089、1095、1096	1,997.62		土 流	1,940.78	保 健	574.43	土 崩	37.92	砂 指	18.23
	計		2,559.03									
国特3	平川市	1089、1091、1093、1096	45.18		土 流	45.18						
	計		45.18									
計			4,263.84									

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
定特保	弘前市	27～35、37、38、41、42、 44～46	487.76	別紙2の とおり	土 流	487.04
	深浦町	3089、3091、3092、3099、 3109、3111、3113、3120、 3121	531.43		水かん	531.42
	中泊町	632～634、636、 775～777	509.69		鳥保特	487.76
	計		1,528.88		水かん	221.21
定特1	弘前市	26～34、35、37～42、 44～46	1,244.22	土 崩	37.57	
	五所川原市	579	52.39	鳥保特	492.85	
	鮭ヶ沢町	2074、2075、2077	36.50			
	深浦町	3082、3084	274.21	土 流	1,227.07	
	中泊町	580、635、636	122.58	砂 指	1.00	
	計		1,729.90	土 崩	52.35	
定特2	弘前市	25	47.97	土 流	36.50	
	五所川原市	501、638、639	178.01	保 健	255.84	
	つがる市	402、410、413、418、422、 426、430、434、437、442、 443、446、448	421.26	砂 指	0.82	
	深浦町	3074、3076～3079、 3082～3084、 3086～3089、3091、 3092、3109、3110、3112、 3113、3119、3120	1,237.37	土 崩	60.05	
	中泊町	594、601、602、607、609、 611、614、616～618、 620、626、628、629、631、 780、783	354.92			
	計		2,239.53			
定特3	弘前市	25～46	2,328.80	水かん	41.56	
				防 風	158.30	
				特 母	5.35	
				防 風	420.69	
				水かん	614.97	
				土 流	128.99	
				保 健	424.39	
				砂 指	53.53	
				水かん	20.13	
				土 崩	9.45	
				保 健	153.80	
				水かん	2,232.99	
				土 流	39.13	
				砂 指	14.17	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
定特3	つがる市	402、410、413、418、422、 426、430、434、437、442、 443、446	500.75	別紙2の とおり	防 風 497.86
	鱒ヶ沢町	2074～2079	1,498.21		
	深浦町	3045、3070～3081、 3083～3091、 3109～3113、3119	5,339.57		水かん 3,661.80 土 流 596.25 保 健 10.27 砂 指 52.81
	中泊町	592、594、595、596、608、 609、612、613、615、 617～627、629～631、 635、636、778、779、781、 782	1,484.30		水かん 805.75 保 健 297.78 砂 指 0.28
	計		11,151.63		
計			16,649.94		
県特1	弘前市	22	5.50		
	黒石市	1036	108.94	水かん 22.02 土 流 86.02 砂 指 21.04	
	平川市	725、727	23.41	水かん 21.82	
	鱒ヶ沢町	2038、2043、 2053～2055、2062	426.16	水かん 199.54 土 流 194.51	
	西目屋村	169、170～173	287.19	水かん 287.19	
	大鱒町	565	23.88	水かん 23.88	
	計		875.08		
県特2	黒石市	1028	22.00	水かん 22.00	
	平川市	728、729、730、741、778、 779、788	231.55	水かん 210.28 砂 指 2.82	
	鱒ヶ沢町	2036～2043、 2053～2061	1,081.81	水かん 835.54 土 流 71.14 砂 指 59.68	
	西目屋村	162～166、169～174、 180、181	820.55	水かん 816.85	
	大鱒町	572、586	33.36	特 母 17.49	
	計		2,189.27		
	県特3	弘前市	22	58.85	

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
県特3	黒石市	1028、1036、1037	323.96	別紙2の とおり	水かん	313.85
					土流	2.70
	平川市	1、7、8、724、725、 727～731、778、779、 786、788、795	832.34		水かん	791.87
					砂指	12.58
	鱒ヶ沢町	2038、2042、2043、 2053～2056、2061、2062	1,257.45		水かん	1,129.23
					土流	100.45
	西目屋村	165、166、169、171、174、 180、181	384.09	水かん	383.27	
	大鰐町	565、569、570～572、 581～586	819.64	水かん	767.67	
				土流	32.60	
				砂指	1.28	
	計		3,676.33			
	計		6,740.68			
自環特	鱒ヶ沢町	2044、2063、2064、 2084～2087、2089、 2090	3,468.60	別紙3の とおり	水かん	3,468.60
	深浦町	3115～3118、 3120～3122	2,411.36		水かん	2,411.36
	西目屋村	152、154、155、167、168、 170、171	1,498.32		水かん	1,498.32
	計		7,378.28			
県環特	五所川原市	542、546、569、574、575	81.69		土流	81.69
	鱒ヶ沢町	2048、2051	92.51		水かん	92.51
	西目屋村	120、121、131～133	271.10		水かん	271.06
	中泊町	606、610	12.75		土流	12.75
	計		458.05			
鳥保特	弘前市	27～35、37、38、41、42、 44～46	487.76		土流	487.04
					定特保	487.76
	平川市	1066、1068～1070	1,064.00		土流	1,064.00
					保健	621.52
					国特保	1,064.00
	中泊町	632～634、636、 775～777	492.85		水かん	221.21
					土崩	22.10
					定特保	492.85
	計		2,044.61			

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
特 母	五所川原市	638	5.35	別紙3の とおり	防 風 5.35
	鯨ヶ沢町	2045	4.72		定特2 5.35
	大鱈町	586	17.49		県特2 17.49
計			27.56		
その他	五所川原市	30 (県条例史跡名勝天然記念物)	0.01		
計			0.01		
合 計			173,246.33		

注 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおりである。

水かん＝水源かん養保安林

土 流＝土砂流出防備保安林

土 崩＝土砂崩壊防備保安林

干 害＝干害防備保安林

防 風＝防風保安林

保 健＝保健保安林

保安施＝保安施設地区

砂 指＝砂防指定地

国特保＝国立公園特別保護地区

国特1＝国立公園第1種特別地域

国特2＝国立公園第2種特別地域

国特3＝国立公園第3種特別地域

定特保＝国定公園特別保護地区

定特1＝国定公園第1種特別地域

定特2＝国定公園第2種特別地域

定特3＝国定公園第3種特別地域

県特1＝県立自然公園第1種特別地域

県特2＝県立自然公園第2種特別地域

県特3＝県立自然公園第3種特別地域

自環特＝自然環境保全地域特別地区

県環特＝都道府県自然環境保全地域特別地区

鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区

特 母＝特別母樹林

史 跡＝史跡名勝天然記念物

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	県条例で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度に関する覚書について」（昭和49年10月9日付け49-405林野庁指導部長）による。
県自然環境保全地域 特別地区	県条例で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）による。
特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。